

○中央市簡易水道給水条例

平成18年2月20日

条例第164号

改正 平成24年6月29日条例第20号

平成25年12月27日条例第24号

平成28年6月17日条例第21号

令和元年6月25日条例第3号

令和元年12月20日条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、中央市簡易水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(名称及び給水区域)

第2条 簡易水道事業の用に供する水道(以下「簡易水道」という。)の名称及び給水区域は、中央市簡易水道事業の設置等に関する条例(平成18年中央市条例第163号)に定めるとおりとする。

(給水装置の定義)

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために市長の設置した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水器具をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸(世帯)又は1箇所で使用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸(世帯)又は2箇所以上で使用するもの及び公設又は私設のもので公衆の用に供するもの
- (3) 消火栓 消防用に使用するもの

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置を新設し、改造し、修繕し、又は撤去しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときは、利害関係人の同意書の提出を求め

ることができる。

- 3 第1項の新設申込者は、申込みの際、次に定めるところにより負担金の額に100分の10を乗じて得た額を加えた額を市に納付しなければならない。

量水器の口径	負担金の額
13ミリメートル	150,000円
20ミリメートル	180,000円
25ミリメートル	200,000円
40ミリメートル	750,000円
50ミリメートル	1,300,000円
75ミリメートル	3,260,000円
100ミリメートル以上	市長が別に定める額

(平25条例24・令元条例3・一部改正)

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置の新設し、改造し、修繕し、又は撤去する者の負担とする。ただし、市長が必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、市長又は市長が水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の検査を含む。)を受け、かつ、工事^{しゆん}竣工後に市長の工事検査を受けなければならない。

- 3 第1項の規定により市長が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときには、配水管への取

付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第9条 市長が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の経費を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費に必要な事項は、別に市長が定める。

(工事費の予納)

第10条 市長に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、市長が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事竣^{しゅん}工後に精算する。

(給水装置の変更等の工事)

第11条 市長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

(給水の原則)

第12条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令

又はこの条例の規定によるほか、制限し、又は停止することはできない。

2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のために損傷を生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第13条 水道を使用しようとする者は、市長が定めるところによりあらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第14条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき、又は市長において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため管理人を選定し、市長に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共有する者

(2) 給水装置を共用する者

(3) その他市長が必要と認めた者

2 市長は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第16条 給水量は、市の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は市長が定める。

(メーターの貸与)

第17条 メーターは、市長が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第18条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(消火栓の使用)

第19条 消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。

2 消火栓を消防の演習に使用するときは、市長の指定する市職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第20条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第21条 市長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

(料金の支払義務)

第22条 水道料金は、水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第23条 料金は、次に定めるところにより算定した額の合計額に100分の10を乗じて得た額を加えた額とする。ただし、1円未満の端数については、その端数金額を切り捨てる。

(1) 専用給水装置

基本料金(1箇月当たり)		超過水量料金(1立方メートル当たり)		
水量	料金	1立方メートルから30立方メートルまで	31立方メートルから50立方メートルまで	51立方メートル以上
10立方メートルまで	1,150円	120円	130円	140円

(2) メーター使用料 1箇月につき

口径 13ミリメートル 100円

口径 20ミリメートル 150円

口径 25ミリメートル 200円

口径 40・50ミリメートル 1,000円

口径 75ミリメートル 3,800円

前記以外の口径 市長が別に定める額

(平24条例20・平25条例24・平28条例21・令元条例3・一部改正)

(料金の算定)

第24条 料金は、2箇月ごとにメーターの点検を行い、使用水量を2等分しこれを1箇月ごとの使用料として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、市長は、これを変更することができる。

(使用水量及び認定)

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

(1) メーターに異常があったとき。

(2) 使用水量が不明のとき。

(3) 共用給水装置により、水道を使用するとき。

(特別な場合における料金の算定)

第26条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとする。

- (1) 使用水量が基本水量の2分の1以下のとき 基本料金の2分の1
- (2) 使用水量が基本水量の2分の1を超えるとき 1箇月として算定した額
(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第27条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、市長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めた場合は、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。

(料金の徴収方法)

第28条 料金は、納付書又は口座振替の方法により2箇月ごとに2箇月分を合算して徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(手数料)

第29条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、市長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。

(1) 設計審査及び工事検査手数料(1件につき)

メーター口径	新設又は全面改造工事	その他の工事
13及び20ミリメートル	8,000円	4,000円
25及び30ミリメートル	10,000円	5,000円
40及び50ミリメートル	14,000円	7,000円
75ミリメートル以上	20,000円	10,000円
給水管分岐工事		4,000円

- (2) 各種証明手数料 1件につき 200円
- (3) 給水装置工事道路占用書類作成手数料 1件につき 5,500円
- (4) 給水装置工事事業者指定手数料 1件につき 10,000円
- (5) 給水装置工事事業者指定更新手数料 1件につき 6,000円

2 前項各号の手数料について特別に要した費用は、別に実費を徴収することができる。

(令元条例26・一部改正)

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第30条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

(給水装置の検査等)

第31条 市長は、管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者に対し、適当な措置をさせ、又は自らこれを行うことができる。

2 前項に要する経費は、給水装置の使用者の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第32条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(令元条例26・一部改正)

(給水の停止)

第33条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の利用者が、第9条の工事費、第20条第2項の修繕費、第23条の料金又は第29条の手数料を納期期限内に納入しないとき。

(2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、第24条の使用水量の計量又は第31条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は私設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 水道の利用者が、90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。

(2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(貯水槽水道)

第35条 市長は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

第36条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うように努めなければならない。

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(過料)

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第5条の承認を受けずに、給水装置を新設し、改造し、修繕し、又は撤去した者

(2) 正当な理由がなく、第16条第2項のメーターの設置、第24条の使用水量の計量、第31条の検査又は第33条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第20条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4) 第23条の料金又は第29条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(徴収を免れた者に対する過料)

第39条 偽りその他不正の行為により第23条の料金又は第29条の手数料の徴収を免

れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の豊富村簡易水道給水条例(平成10年豊富村条例第8号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成24年条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の中央市簡易水道給水条例第23条第1号の規定は、平成25年4月1日以後の水道メーターの検針に係る料金について適用し、同日前に行われた水道メーターの検針に係る料金については、なお従前の例による。

附 則(平成25年条例第24号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(中央市簡易水道給水条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1.2 この条例の施行の前日から継続して供給している水道の使用で、施行の日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金(施行の日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行の日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行の日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算し

た金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、第8条の規定による改正後の中央市簡易水道給水条例(以下「改正後の条例」という。この項及び第14項において同じ。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

13 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

14 改正後の条例第5条の第3項の規定は、施行の日以後に申込みをした者について適用し、同日前に申込みをした者については、なお従前の例による。

附 則(平成28年条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の中央市簡易水道給水条例の規定は、平成29年5月1日以後の水道メーターの検針に係る料金について適用し、同日前に行われた水道メーターの検針に係る料金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

14 改正後の条例第34条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に申込みをした者について適用し、同日前に申込みをした者については、なお従前の例による。

(中央市簡易水道給水条例の一部改正に伴う経過措置)

15 この条例の施行の日前から継続して供給している水道の使用で、施行の日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金(施行の日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行の日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行の日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、第11条の規定による改正後の中央市簡易水道給水条例(以下「改正後の条例」という。この項及び第17項において同

じ。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

16 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

17 改正後の条例第5条第3項の規定は、施行の日以後に申込みをした者について適用し、同日前に申込みをした者については、なお従前の例による。

附 則(令和元年条例第26号)

この条例は、令和2年1月1日から施行する。